

草津市政治倫理審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市長の政治倫理に関する条例施行規則第13条の規定に基づき、草津市政治倫理審査会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所において、傍聴整理券（別記様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数は、10人とする。ただし、会議場の事情により傍聴人の人数を制限することができる。

2 傍聴希望者の数が前項の数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であって委員長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりまたは垂れ幕の類を携帯している者

(3) 鉢巻、たすき、ゼッケン、帽子もしくは外とうの類を着用し、または携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、携帯電話、写真機または映写機の類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議事に批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食または喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて市職員の指示に従わなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年6月26日から施行する。

別記様式(第2条関係)

傍聴整理券 No.

草津市政治倫理会 第 回委員会

日 時：平成 年 月 日 () 時 分から

場 所：

注意事項：定数(人)を超えた場合は、抽選となりますので御了承ください。

傍聴にあたっては委員長の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

傍聴者の遵守事項

- (1) 議事に批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

※ その他、会議の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場していただくこととなります。